令和３年９月８日

保護者各位

日進市教育委員会

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の学校の対応について（お知らせ）

日頃から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
現在、愛知県では、緊急事態宣言が発出されておりますが、本市では、できる限り教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。
さて、本市では、新型コロナウイルスの感染が確認された場合について、学校において以下のような基準で対応してまいります。

１　感染が確認された場合の対応について
次の場合は、出席停止の措置とします。
（１）児童生徒が感染した場合
（２）児童生徒が濃厚接触者に指定された場合
２　濃厚接触者の特定について
（１）学校が、感染者本人に行動履歴等の聞き取りを行います。
（２）学校が、学校関係者の濃厚接触者の候補者リストを作成します。
（３）学校が、作成した濃厚接触者の候補者リストを保健所に提出します。
（４）濃厚接触者の候補者リストを基に、保健所又は保健所の指示で学校が、濃厚接触者の候補者に対し、「感染者と濃厚な接触をした可能性がある者」であることを理由に、感染拡大防止のため、所定の期間、出席停止とし、健康観察と外出自粛を要請します。
３　学級閉鎖・学年閉鎖・学校全体の臨時休業の判断について
次のいずれの場合においても、感染が拡大する可能性がある場合に、保健所及び学校医と相談のうえ、判断することになります。また、学級閉鎖等の期間は、数日程度を目安に、状況に応じて判断します。
（１）学級閉鎖
同一の学級において一人又は複数の児童生徒の感染が確認され、複数の濃厚接触者や風邪等の有症者がいる場合
（２）学年閉鎖
複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
（３）学校全体の臨時休業
複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

担当　日進市教育委員会学校教育課　　電話　0561-73-4168（直通）